

# SERENO

## 損害保険商品のご案内



■「団体傷害保険」「遊遊保険」「新・団体医療保険」は割引率の変更により、昨年度と比べて保険料が変更となりましたのでご注意ください。

加入者証は9月上旬に加入者様のご自宅へ郵送させていただきます。(36~38ページ参照)

保険料の口座振替は2018年8月27日(月)の予定です。

団体傷害保険	3
遊遊保険	7
新・団体医療保険	15
重要事項等説明書	19
加入者証について	36
加入依頼書記入例	39

ご契約内容確認シートおよび加入依頼書のご返送期限  
(現在のご加入の保険契約を変更または解約する場合のみご返送ください。)

**提出先 大成有楽不動産(株) 保険部**  
**2018年5月15日(火)必着**

団体傷害保険

遊遊保険

新・団体医療保険

重要事項等説明書



# このパンフレットの保険に関する連絡先

## 団体傷害保険 / 新・団体医療保険

### 保険商品・ご契約内容に関するお問い合わせ

[取扱代理店]  
大成有楽不動産株式会社 保険部  
〒104-8330 東京都中央区京橋3-13-1  
**TEL. 03-3567-9413 FAX. 03-3564-0798**  
[引受保険会社]  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第五部第一課  
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
**TEL. 03-3231-4262 FAX.03-3231-9892**  
(受付時間)平日/午前9時から午後5時まで

### 事故が発生した場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または、下記「事故サポートセンター」までご連絡ください。

**<事故サポートセンター> 0120-727-110**

(受付時間) ◆24時間365日

## 遊遊保険

### 保険商品・ご契約内容に関するお問い合わせ

[取扱代理店]  
大成有楽不動産株式会社 保険部  
〒104-8330 東京都中央区京橋3-13-1  
**TEL. 03-3567-9413 FAX. 03-3564-0798**  
[引受保険会社]  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第五部営業第一課  
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19  
あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル  
**TEL. 03-6748-7861 FAX.03-6748-7865**  
(受付時間)平日/午前9時から午後5時まで

### 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、ただちにあいおいニッセイ同和損保または取扱代理店までご連絡ください。

または、〈あんしん24受付センター〉へご連絡ください。

**<あんしん24受付センター> 0120-985-024(無料)**

(受付時間) ◆24時間365日

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。  
※おかけ間違いにご注意ください。

### あいおいニッセイ同和損保の苦情・ご相談窓口

**0120-101-060(無料)**

(受付時間)平日/午前9時から午後5時まで

(注)土日祝日および年末年始を除きます。

※おかけ間違いにご注意ください。

※ご加入の団体名(大成建設株式会社)をお知らせください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります(右記の「ご注意ください事項」をご覧ください)。

※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、

通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

### <ご注意ください事項>

●実際の事故の保険金お支払可否に関するお問い合わせ等につきましては、ご契約の取扱代理店または引受保険会社営業店・サービスセンター等での手続き・ご対応となります。

## 指定紛争解決機関について

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター**

**【ナビダイヤル】 0570-022808 <全国共通・通話料有料>**

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

●遊遊保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報等)」をご覧ください。

また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●各種保険約款・特約集、保険証券は、保険契約者(大成建設株式会社)に交付されています。

# SERENO 損害保険

掲載ページ

商品名

3~6  
(20~23)

## 団体傷害保険

国内外を問わず、日常生活の事故によるケガを補償。  
団体割引25%適用により、保険料が割安でお得です。



7~14  
(24~29)

## 遊遊保険

交通事故によるケガだけでなく、外出中の携行品損害や他人から借りたり預かったりしたものの破損や盗難をカバー! ゴルファーのための補償もあります。



15~18  
(30~35)

## 新・団体医療保険

病気・ケガによる入院・手術はもちろん、特定生活習慣病・女性特定疾病等も厚く補償!  
うつ病等の気分障害等による入院・手術もカバーされます。



(注) ( )内は重要事項等説明書の掲載箇所です。

## 加入対象と年齢条件、ご継続条件について

商品名	加入対象者	加入者年齢条件	被保険者の年齢	
団体傷害保険	ファミリー型	本人(世帯主)	7月1日時点で80歳まで	加入者本人以外は年齢制限なし
	パーソナル型	本人・配偶者・子供	7月1日時点で80歳まで	7月1日時点で80歳まで
遊遊保険	本人・配偶者・子供	7月1日時点で80歳まで	7月1日時点で80歳まで	7月1日時点で80歳まで
新・団体医療保険	本人・配偶者・子供 兄弟姉妹・両親および同居の親族	7月1日時点で79歳まで (新規加入は69歳まで)	7月1日時点で79歳まで (新規加入は69歳まで)	7月1日時点で79歳まで (新規加入は69歳まで)

(注) 上記記載の年齢条件は保険期間初日(毎年7月1日)時点の満年齢とします。

団体傷害保険

遊遊保険

新・団体医療保険

重要事項等説明書

# 団体傷害保険

【問い合わせ先】  
 取扱代理店 大成有楽不動産(株)保険部 03-3567-9413  
 幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜(株) 03-3231-4262  
企業営業第五部第一課

2018年7月1日以降に保険期間が開始する団体傷害保険について、割引率の変更をしております。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

## この保険の特色

1. 団体割引25%、優良割引25%適用により、安く加入いただけます。
  2. ほとんどすべての急激かつ偶然な外来の事故による死亡・ケガを日本国内・国外を問わず補償されます。
  3. 入院・通院については1日目から保険金支払いの対象となります。
  4. 天災危険補償特約セットなら、地震による建物倒壊・地震火災等によるケガも補償されます。
  5. 日常生活で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、負担する法律上の賠償責任も補償されます。(日本国内のみ)
- POINT 本年度より、すべてのプランで個人賠償責任補償の保険金額を1億円へ増額し、よりワイドな補償となりました。
6. 個人賠償責任補償特約で示談交渉サービスをご利用いただけます。(日本国内のみ)

## 補償の内容 (保険金をお支払いする主な事故)

交通事故	車にはねられた。 	車が衝突しケガをした。 	自転車で転倒しケガをした。 	駅構内で転倒しケガをした。 (駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間) 
	ファミリー型…「ファミリー交通傷害保険」「家族傷害保険」の両方の保険が適用になります。 パーソナル型…「交通事故傷害保険」「普通傷害保険」の両方の保険が適用になります。			
交通事故以外	クラブ活動中にケガをした。 	料理中にヤケドをした。 	職場でケガをした。 	特定感染症で入院した。 (例)O-157 
	ファミリー型…「家族傷害保険」のみ適用になります。 パーソナル型…「普通傷害保険」のみ適用になります。			
賠償事故(国内のみ)	自転車で他人にケガをさせた。 	飼い犬が他人にケガをさせた。 	買い物中、商品を壊した。 	漏水で他人に損害を与えた。 
	ご本人およびご家族(21ページ記載の被保険者)の賠償事故が対象になります。			

## お支払いする保険金 (それぞれ条件と支払日数の制限等がございます。詳しくは5・6ページおよび重要事項等説明書をご参照願います。)

死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金 通院保険金	手術保険金 入院保険金日額の 5・20・40倍	特定感染症 後遺障害・入院 葬祭費用保険金	個人賠償責任 保険金
-------	---------	----------------	-------------------------------	-----------------------------	---------------

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、20ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 加入資格および条件

- ファミリー型傷害保険  
大成建設株式会社およびグループ会社の退職者本人で、かつ職業・職種が職種別A級に該当する方
- パーソナル型傷害保険(記名式)  
大成建設グループの退職者ご本人、その配偶者、子供、かつ職業・職種が職種別A級に該当する方  
[職種別A級に該当しない例] 農林業作業、漁業作業、建設作業、バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者など

## 保険期間

2018年7月1日午後4時から2019年7月1日午後4時まで

## ファミリー型傷害保険 / ファミリー交通傷害保険 + 家族傷害保険

次の①～④の方が自動的にこの保険の対象になります。本人とその他の被保険者との続柄は、事故発生時点の続柄をいいます。  
 <被保険者(保険の対象となる方)の範囲>

- ①本人(大成建設グループの退職者本人)
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

上段は、交通災害によるケガの場合、下段( )内はそれ以外のケガの場合の保険金額  
 特定感染症による後遺障害・入院・通院保険金額は下段( )内の保険金額

(保険期間1年、職種別A級、団体割引25%、優良割引25%、特定感染症危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

契 約 型		ファミリーA0型 本人・配偶者・その他親族
死亡・後遺障害	交通事故 (上記以外)	300万円 (150万円)
	交通事故 (上記以外)	7,000円 (3,500円)
入院保険金日額	交通事故 (上記以外)	4,000円 (2,000円)
	交通事故 (上記以外)	手術保険金 外来の手術:入院保険金日額の5倍 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額の40倍
特定感染症による死亡時の葬祭費用		葬祭費用の実費(ただし300万円限度)
個人賠償責任補償		1事故につき1億円限度
一時払保険料(年額)	天災特約 なし	35,770円
	天災特約 あり	39,980円

(注) 上記の保険金額はパンフレット用に記した金額となり、加入者証の表記とは異なります。36ページをご参照ください。  
 ※天災特約ありとは、天災危険補償特約セットのことです。

## パーソナル型傷害保険 / 交通事故傷害保険 + 普通傷害保険

上段は、交通災害によるケガの場合、下段( )内はそれ以外のケガの場合の保険金額  
 特定感染症による後遺障害・入院・通院保険金額は下段( )内の保険金額

(保険期間1年、職種別A級、団体割引25%、優良割引25%、特定感染症危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

契 約 型		パーソナル10型	パーソナル20型	パーソナル30型
死亡・後遺障害	交通事故 (上記以外)	300万円 (150万円)	600万円 (300万円)	900万円 (450万円)
	交通事故 (上記以外)	7,000円 (3,500円)	10,000円 (5,000円)	15,000円 (7,500円)
入院保険金日額	交通事故 (上記以外)	4,000円 (2,000円)	6,000円 (3,000円)	10,000円 (5,000円)
	交通事故 (上記以外)	手術保険金 外来の手術:入院保険金日額の5倍 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額の40倍	特定感染症による死亡時の葬祭費用 葬祭費用の実費(ただし300万円限度)	個人賠償責任補償 1事故につき1億円限度
一時払保険料(年額)	天災特約 なし	10,560円	15,990円	25,010円
	天災特約 あり	11,670円	17,860円	27,850円

(注) 上記の保険金額はパンフレット用に記した金額となり、加入者証の表記とは異なります。36ページをご参照ください。  
 ※天災特約ありとは、天災危険補償特約セットのことです。

## 団体傷害保険の補償の概要

この保険は、それぞれ2つの保険を組み合わせたものです。交通事故によるケガなら2つの保険から保険金が支払われ、その他のケガなら「家族傷害保険」または「普通傷害保険」のみのお支払いとなります。

ファミリー型 = 「ファミリー交通傷害保険」 + 「家族傷害保険」

パーソナル型 = 「交通事故傷害保険」 + 「普通傷害保険」

傷害(国内外補償): 保険金をお支払いする主な場合	
家族傷害保険 普通傷害保険	●日本国内または国外において、急激かつ偶然な事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。
ファミリー 交通傷害保険  交通事故 傷害保険	●日本国内または国外において、次の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 ①交通乗用具(電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等)(*1)との衝突、接触等の事故 ②上記交通乗用具に搭乗中(*2)の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災 など (*1)キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、スケートボード、三輪車(幼児用)、遊園地等の遊戯用の乗り物等は交通乗用具から除きます。 (*2)搭乗中とは、正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないよう仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間をいいます。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。
共 通	●ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症(*)を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。 ●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき、1回の手術にかぎりです。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 (注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金を支払いません。 ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。

(注)ご加入初年度の場合は、2018年7月1日から10日以内に発病した特定感染症(\*)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、前年度からの継続契約の場合は、お支払いします。

(\*)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2018年1月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎり)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
-------	--

傷害(国内外補償): 保険金をお支払いできない主な場合	
共 通	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ※②から④で保険金をお支払いしないのは、その被保険者の被った傷害にかぎりです。(ファミリー型の場合) ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨地震、噴火またはこれらによる津波 →「天災特約あり」の場合は補償されます。 など
家族傷害保険 普通傷害保険	⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑫保険期間開始日前にすでに発病していたか、ご加入初年度の場合で保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症 など
ファミリー 交通傷害保険  交通事故 傷害保険	⑬交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑭船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など
その他の例	●靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ、テニス肘、野球肩などの急激性のない症状は保険の対象となりません。

個人賠償(国内のみ補償): 保険金をお支払いする主な場合	
日本国内において、被保険者(*)の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理または日常生活(住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。(自己負担額はありせん。)ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など (* 賠償責任の被保険者とは次の方をいい、被保険者の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎり)。ただし、本人に関する事故にかぎり。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎり)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎり。)	

個人賠償(国内のみ補償): 保険金をお支払いできない主な場合	
①契約者、被保険者の故意 ②地震、噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害賠償責任 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(*)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 など (* ①原動力がもっぱら人力であるものを除きます。②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。	

# 遊遊保険

(団体総合生活補償保険+ゴルファー保険)

【問い合わせ先】

取扱代理店 大成有楽不動産(株)保険部  
引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険(株)  
東京企業営業第五部 営業第一課

03-3567-9413  
03-6748-7861

## この保険の特色

この保険は大成建設(株)を保険契約者とし、大成建設グループの退職者を加入者とする団体総合生活補償保険、ゴルファー保険の団体契約です。

1. 団体総合生活補償保険は団体割引25%、損害率による割引15%、ゴルファー保険は団体割引30%の適用で、一般の契約より安く加入できます。
2. 遊遊セットプラン、遊遊プランは外出時における携行品(身の回り品)の損害を補償します。
3. 遊遊セットプラン、遊遊プランは受託物(他人から借りたものやレンタル品など)を損壊した場合等の法律上の損害賠償責任を補償します。
4. 遊遊セットプラン、遊遊プランは交通災害による急激かつ偶然な外来の事故による死亡・傷害を補償します。  
(交通災害以外に起因する事故は補償対象となりませんのでご注意ください。)
5. 団体総合生活補償保険は日本国内・国外を問わず補償されます。  
(ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用については日本国内のみの補償となります。)
6. 遊遊セットプラン、遊遊ゴルフプランは、ホールインワン・アルバトロス時の出費やプレー中の法律上の損害賠償責任をカバーします。
7. 遊遊セットプラン、遊遊プランは交通災害による傷害入院時・退院時の一時金を補償します。

## 補償の内容 (保険金をお支払いする主な事故)

次のような事故に対して保険金をお支払いします。(海外でもOKです。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用、受託物の損害を除きます。)

①携行品損害		②受託物の損害		③遭難時の補償	
【C型・E型において対象となります。】					
 テニスラケットが折れてしまった。	 旅行中、カメラを落として壊した。	 通勤中に財布(現金)を盗まれた。	 レンタルしたスキー板が折れてしまった。	 友人に借りたゴルフクラブが折れてしまった。	 遭難し、救助された。
※被害物の修理費用または時価(*)を基準に算定した損害額から、免責金額3,000円を差し引いた額を保険金額を限度にお支払いします。 ※一個、一組または一対のものについては10万円を限度とし、現金・乗車券・小切手などについては合算して、5万円が限度となります。		被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、免責金額5,000円を差し引いた額を保険金額を限度にお支払いします。(日本国内で受託した財物に限ります。)		急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動を要することになった場合の捜索救助費用をお支払いします。	
④交通災害			⑤ゴルフプレー中の事故		
【C型・E型において対象となります。】			【C型・G型・H型において対象となります。】		
 乗物との衝突、接触などの事故	 乗物に乗っているときの事故	 駅構内等での事故	 ホールインワン・アルバトロス費用(*)	 ゴルフ用品の損害 (E型も対象となります)	 法律上の損害賠償責任
車にひかれて重傷を負った。	通勤途中で自転車でころんでケガをした。	駅構内(改札口の側)の階段で転んでケガをした。	ホールインワンを記念してパーティを催した。	ゴルフプレー中にクラブが折れてしまった。	他人にボールを当ててケガをさせた。
※事故発生の日からその日を含めて180日以内の死亡・後遺障害、入院、通院(90日分が限度)、手術が対象となります。 ※入退院時に以下の一時金が支払われます。			(※)アマチュアゴルファーである被保険者(補償の対象となる方)が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する下記の費用(実費)をホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度としてお支払いします。 ①贈呈用記念品購入費用 ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤次のいずれかに該当する費用(ただし、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額の10%が限度) ア.慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ.ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ.記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用		
<b>入院時の一時金</b>  交通事故等によるケガの治療のために入院をしたとき傷害入院発生時一時金をお支払いします。		<b>退院時の一時金</b>  交通事故等によるケガの治療のために継続して20日以上入院し、生存して退院したとき傷害退院時一時金をお支払いします。			

(\*)時価とは、同等のものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による損耗分を差し引いて算出した金額をいいます。

(注)①②③④の事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

## 携行品損害

## 受託物の損害

## 交通災害

## ゴルフプレー中の事故

### 遊遊セットプラン C型

### 遊遊プラン E型

### 遊遊ゴルフプラン G・H型

## 保険金額(ご契約金額)と一時払保険料 (保険期間1年)

下記プランは昨年度と比べて保険料に変更がありますので既にご加入いただいている方はご注意ください。

団体総合生活補償保険(傷害特約(MS&AD型)特約・交通事故危険のみ補償特約セット): 団体割引25%、損害率による割引15%、ゴルファー保険: 団体割引30%適用

プラン	遊遊セットプラン (団体総合生活補償保険+ゴルファー保険)	
	C型	E型
携行品損害保険金額(ゴルフ用品含む・免責金額3,000円)	50万円	30万円
受託物賠償責任保険金額(免責金額5,000円)	10万円	10万円
救援者費用等保険金額	500万円	500万円
傷害	傷害死亡・後遺障害保険金額	600万円
	傷害入院保険金日額	7,500円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術: 傷害入院保険金日額の5倍
	傷害通院保険金日額	5,000円
	傷害入院発生時一時金額	4万円
	傷害退院時一時金額	8万円
ゴルフ時の損害賠償責任支払限度額(免責金額0円)	5,000万円	補償の対象となりません
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	50万円	
ゴルフ用品の損害	C型のみ3,000円 ※3,000円を超える部分については本表最上段の「携行品」でゴルフ用品も補償(C型・E型共通)	
一時払保険料	15,760円	10,290円

プラン	遊遊ゴルフプラン (ゴルファー保険)	
	G型	H型
ゴルフ時の損害賠償責任支払限度額(免責金額0円)	1億円	5,000万円
ホールインワン・アルバトロス費用	70万円	50万円
ゴルフ用品の損害	40万円	30万円
一時払保険料	9,180円	6,700円



## 加入資格および条件

※申込人(加入依頼者)は退職者ご本人となります。

大成建設グループの退職者であるご本人、その配偶者、子供が加入対象者(被保険者)となります。  
(保険期間開始時において15歳未満の方は遊遊セットプラン、遊遊プランにはご加入できません。)

## 保険期間 (ご契約期間)

2018年7月1日午後4時から2019年7月1日午後4時まで

### 〈サービスのご案内〉

#### 生活安心サポート

遊遊保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、右記のサービスをご利用いただけます。

■健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)

■ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)

■暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損害が委託している提携サービス会社から提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

## 遊遊保険の補償の概要 / 保険金をお支払いする主な場合

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、パンフレットの該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

### 補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払されない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

### ■下表記載の特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人(※1)	ご本人の配偶者	親族
携行品損害補償特約		○	—	—
救護者費用等補償特約	保険契約者、救護対象者(※2)および救護対象者(※2)の配偶者・親族(※3)			

(※1) 保険証券または加入依頼書に被保険者として記載された方をいいます。

(※2) ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。

(※3) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

### ■下表記載の特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人(※1)	ご本人の配偶者	親族(※2)
受託物賠償責任補償特約		○	○	○

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

(※1) 保険証券または加入依頼書に被保険者として記載された方をいいます。

(※2) ご本人またはその配偶者の「同居の親族(※3)」または「別居の未婚(※4)の子」をいいます。

(※3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(※4) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

団体総合生活補償保険：遊遊セットプラン(C型)、遊遊プラン(E型)が対象となります。

■被保険者の範囲：ケガに関する補償の被保険者は、ご本人となります。パンフレットの該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容：被保険者(補償の対象となる方)が次のいずれかによって被った傷害(「ケガ」といいます。)に対して保険金をお支払いします。

- 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故
- 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故
- 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触、火災、爆発等
- 交通乗用具の火災 ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

(注) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内に死亡した場合</b> $\text{傷害死亡・後遺障害保険金の全額}$ ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合</b> $\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4\% \sim 100\%)}$ ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院した場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日額}$ ※傷害入院保険金の支払対象期間(180日)内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数(180日)が限度となります。
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 1回の手術について次の額をお支払いします。(★印) ●入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ●上記以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$

(次ページへ続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害手術保険金	(前ページの続きです。) ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(下記のお支払例をご参照ください)。 [手術保険金お支払例] 超音波骨折治療法を3回受けた場合 $\text{○手術} \quad \times \text{手術} \quad \text{○手術}$ $\text{10月1日} \quad \text{10月10日} \quad \text{10月25日}$ ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、通院(往診を含みます)した場合 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。 $\text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※傷害通院保険金の支払対象期間内(180日)の通院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害通院保険金の支払限度日数(90日)が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。
傷害入院発生時一時金 [傷害入院発生時一時金補償特約]	事故によるケガの治療のため、入院した場合 $\text{傷害入院発生時一時金額の全額}$ ※1入院につき、1回のお支払いに限ります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。
傷害退院時一時金 [傷害退院時一時金補償特約]	事故によるケガの治療のため、20日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 $\text{傷害退院時一時金額の全額}$ ※1入院につき、1回のお支払いに限ります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。

※傷害入院保険金、傷害通院保険金における「支払対象期間」とは、保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

★傷害手術保険金支払対象期間とは事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間末日までの期間をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
携行品損害保険金 [携行品損害補償特約] 補償重複	被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品(保険の対象)に損害が発生した場合 $\text{損害の額} - \text{免責金額(※)(3,000円)}$ (※) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※損害の額は、修理費または保険価額を基準に決定します。 ※損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額が限度となります。 ※保険価額とは、再調達価額(※1)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(※2)を差し引いた額をいいます。(※3) (※1) 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (※2) 保険の対象が現に使用されている場合で十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。 (※3) 保険の対象が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 ※保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計5万円)が限度となります。 ※携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。
受託物賠償責任保険金 [受託物賠償責任補償特約] 補償重複	被保険者が受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者の居住する住宅(敷地を含みます)内に保管されている間 ②日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間 $\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} + \text{被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額(※)(5,000円)}$

(次ページへ続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
<p>受託物賠償責任 保険金 【受託物賠償責任補償特約】 補償重複</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額が限度となります。 ※被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。 ※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が受託物賠償責任保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する受託物賠償責任保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 ※被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*)2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p> <p>〈受託物の定義〉 被保険者が管理する他人(注)の財物で、被保険者が日本国内において日常生活の必要に応じて他人(注)から受託した財物をいいます。 (注) 被保険者以外の者をいいます。</p>
<p>救護者費用等保険金 【救護者費用等補償特約】 補償重複</p>	<p>救護対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救護者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救護対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③救護対象者が、常時居住する住宅(敷地を含みます)外における急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p> <p>【救護者費用等の額】</p> <p>〈救護者費用等〉 被保険者が負担した次の①から⑤に掲げる費用のうち、合理的かつ妥当と認められるものをいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費(救護者2名分・1往復分限度) ③宿泊料(救護者2名分・1名につき14日分限度) ④救護対象者の移送・移転費用 ⑤諸雑費(日本国内3万円限度、国外20万円限度) ※保険期間を通じ、救護者費用等保険金額が限度となります。 ※第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>

ゴルフ保険：遊遊セットプラン(O型)、遊遊ゴルフプラン(G・H型)が対象となります。

賠償責任保険普通保険約款(個人用)、ゴルフ特別約款、その他主な特約の補償内容をご説明します。詳しくは、普通保険約款、特別約款および特約をご参照ください。

用語	説明
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金(注)を徴するものをいいます。(注) 名目を問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習、競技または指導	ゴルフの練習、競技、指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

■ゴルフ保険の補償内容

1. ゴルフ保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者(補償の対象となる方)は、保険証券または加入依頼書に被保険者として記載された方となります。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の被保険者はアマチュアゴルファーの方に限ります。

補償内容	お支払いする場合
<p>法律上の 損害賠償責任 (基本契約) 補償重複</p>	<p>被保険者が行うゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 ②損害防止費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用 ③権利保全行使費用 事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④緊急措置費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>(次ページへ続きます。)</p>

補償内容	お支払いする場合
<p>法律上の損害賠償責任 (基本契約) 補償重複</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用 ⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は次のとおりです。 ■上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用③権利保全行使費用④緊急措置費用 - 基本契約の免責金額(自己負担額) ■上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。</p>
<p>ホールインワン・ アルバトロス費用 【ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約】 補償重複</p>	<p>アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(注)したものに限ります。 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など (ご注意) キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。 *上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。 ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(注)がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合 (注)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。 被保険者が負担した次の①から⑥の費用をお支払いします。1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ご契約のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額が限度となります。ただし、下記⑥の費用については、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額の10%が限度となります。 ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次のいずれかを購入する費用を除きます。 ア.貨幣、紙幣 イ.有価証券 ウ.商品券等の物品切手 エ.プリペイドカード(被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤次のいずれかに該当する費用 ア.慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ.ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ.記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用 (注)この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)を複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。</p>
<p>用品の損害 【ゴルフ用品補償特約】 補償重複</p> <p>G・H型はゴルフ用品 以外の携行品補償 はありません</p>	<p>次のいずれかによって被保険者に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。 ・ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品(*)の盗難 ・ゴルフ場敷地内でのゴルフクラブの破損または曲損 (*)1) ゴルフクラブ、ゴルフボールその他ゴルフ用に設計された物、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。 【盗難による損害】 保険価額(*)を基準に保険金をお支払いします。(用品の保険金額が限度となります。) 【破損等による損害】 修理費をお支払いします。(保険価額(*)または用品の保険金額のいずれか低い額が限度となります。) (*)2) 保険価額とは、ゴルフ用品に損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。 (注) 用品の損害に対して保険金をお支払いした場合、用品の保険金額は、損害が生じた時以降支払われた保険金の分だけ減額となります。この場合、追加保険料を払い込みいただき、元の用品の保険金額に還元させることができます。</p>

遊遊保険の補償の概要 / 保険金をお支払いできない主な場合

団体総合生活補償保険：遊遊セットプラン(O型)、遊遊プラン(E型)が対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>傷害補償</p>	<p>(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(※1) ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(次ページへ続きます。)</p>

保険金をお支払いできない主な場合	
<b>傷害補償</b>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)</p> <p>②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>(※1) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(※2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間(ウ.に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます。)</p> <p>イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます。)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間</p> <p>②船舶に搭乗することを職務(養成所の職員・生徒である場合を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</p> <p>④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故</p> <p>⑤被保険者が職務として交通乗用具への荷物などの積み込み作業、積み卸し作業、整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>など</p> <p>(*) 競技等とは、競技、競争、興行、これらのための練習、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練は含みません。)または交通乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p>
<b>携行品損害保険金 [携行品損害補償特約] 補償重複</b>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*)</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑧保険の対象の欠陥</p> <p>⑨保険の対象の自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑩保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かさ傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑪偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。</p> <p>⑫保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。</p> <p>⑬保険の対象の置き忘れ・紛失</p> <p>⑭磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに発生した損害</p> <p>など</p> <p>(*) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>&lt;補償対象外となる主な身の回り品&gt;</p> <p>①株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等および通貨等については補償対象となります。</p> <p>②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカードその他これらに類する物</p> <p>③パスポートその他これらに類する物</p> <p>④稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物</p> <p>⑤船舶、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品</p> <p>⑥被保険者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑦義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物</p> <p>⑧動物および植物</p> <p>など</p>
<b>受託物賠償責任 保険金 [受託物賠償責任補償特約] 補償重複</b>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*)</p> <p>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑨差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑩受託物に発生した自然発火または自然爆発</p> <p>⑪偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故</p> <p>⑫自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑬風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族(*)2に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続きます。)</p>

保険金をお支払いできない主な場合	
<b>受託物賠償責任 保険金 [受託物賠償責任補償特約] 補償重複</b>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます)</p> <p>⑨受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※1) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(※2) 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>&lt;補償対象外となる主な受託物&gt;</p> <p>①通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>②貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物</p> <p>③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品</p> <p>④鉄砲、刀剣その他これらに類する物</p> <p>⑤被保険者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑥動物、植物等の生物</p> <p>⑦建物(付属設備を含みます)</p> <p>⑧門、塀または物置等の付属建物</p> <p>など</p>
<b>救援者費用等保険金 [救援者費用等補償特約] 補償重複</b>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦救援対象者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*)</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫救援対象者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)</p> <p>⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>など</p> <p>(※1) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(※2) 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
<b>ゴルファー保険：遊遊セットプラン(C型)、遊遊ゴルフプラン(G・H型)が対象となります。</b>	
<b>法律上の損害賠償責任 (基本契約) 補償重複</b>	<p>次の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任</p> <p>②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(*)</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者の使用人(被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任(不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)</p> <p>⑨原子核反応または原子核の崩壊等による放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任(医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。))の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。)</p> <p>⑩自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。))の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>(*) レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど、借りたり、預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
<b>ホールインワン・ アルパトロス費用 [ホールインワン・ アルパトロス 費用補償特約] 補償重複</b>	<p>①被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>②被保険者がゴルフ場の使用人である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>③海外で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>など</p>
<b>用品の損害 [ゴルフ用品補償特約] 補償重複</b>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>③地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波、火災、爆発等に乗じてなされた盗難</p> <p>⑥ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由</p> <p>⑦ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失</p> <p>⑧時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害</p> <p>⑨ゴルフボールのみの盗難による損害</p> <p>⑩ゴルフクラブ以外の用品の破損または曲損による損害</p> <p>など</p>



# 新・団体医療保険

【問い合わせ先】  
 取扱代理店 大成有楽不動産(株)保険部 03-3567-9413  
 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜(株) 03-3231-4262  
企業営業第五部第一課

2018年7月1日以降に保険期間が開始する新・団体医療保険について、割引率の変更をしております。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

## この保険の特色

- 入院を伴わない日帰り手術も手術保険金支払の対象となります。
- 入院1日目から補償。
- A型は、特定生活習慣病による入院、B型は女性特定疾病による入院が倍額補償となります。
- 特定生活習慣病・女性特定疾病の対象手術は、手術保険金も倍額補償となります。
- 1回の入院の支払限度日数730日で長期補償。  
(疾病入院保険金:初年度加入から継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。)
- 「精神障害補償特約」が標準セットされ、疾病入院保険金・疾病手術保険金に気分障害(躁病・うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等も補償されます。**  
(注)新たに精神障害補償特約をセットした契約の保険期間の開始時より前に発病した精神障害補償特約の保険金の支払事由に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、一部の状況では保険金をお支払いします。詳細は、34ページの「責任開始期」に記載しておりますのでご確認ください。
- 退職者ご本人のご契約がなくても、ご家族を被保険者にしたご契約ができます。
- ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。(告知の内容、過去の傷病歴等により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付でご加入いただく場合があります。告知事項につきましては、パンフレット18ページをご確認ください。)
- 所定の要介護状態になられた場合、100万円をお支払いします。<介護一時金補償特約>
- 団体割引25%、優良割引15%適用で、お安くご加入いただけます。

男性はA型のみ加入することができます。女性はA・Bいずれの型もご加入いただけます！

**A型** 男性・女性とも加入OK!

**B型** 女性のみ加入できます!

## 特定生活習慣病倍額補償プラン(A1型の例)

**特定生活習慣病**  
 がん・糖尿病・心疾患・  
 高血圧性疾患・脳血管疾患等  
 で入院した場合

入院保険金  
 1日 20,000円  
 ×入院日数  
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金  
 +  
 特定生活習慣病入院保険金

手術保険金  
 10・40・80万円

手術保険金  
 +  
 特定生活習慣病手術保険金

所定の要介護状態となった場合  
 介護一時金 100万円

**特定生活習慣病以外**  
 の病気・ケガ  
 で入院した場合

入院保険金  
 1日 10,000円  
 ×入院日数  
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金

手術保険金  
 5・20・40万円

手術保険金

所定の要介護状態となった場合  
 介護一時金 100万円

## 女性特定疾病倍額補償プラン(B1型の例)

**女性特定疾病**  
 乳がん・子宮がん・  
 子宮筋腫・妊娠の合併症等  
 で入院した場合

入院保険金  
 1日 20,000円  
 ×入院日数  
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金  
 +  
 女性特定疾病入院保険金

手術保険金  
 10・40・80万円

手術保険金  
 +  
 女性特定疾病手術保険金

所定の要介護状態となった場合  
 介護一時金 100万円

**女性特定疾病以外**  
 の病気・ケガ  
 で入院した場合

入院保険金  
 1日 10,000円  
 ×入院日数  
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金

手術保険金  
 5・20・40万円

手術保険金

所定の要介護状態となった場合  
 介護一時金 100万円

## 具体的なお支払事例

### A1型にご加入の場合

クモ膜下出血で脳動脈瘤クリッピング手術(\*)を受け、120日入院した場合

<お支払金額>

疾病入院保険金 …… 10,000円×120日=120万円  
 特定生活習慣病入院保険金 …… 10,000円×120日=120万円  
 疾病手術保険金 …… 10,000円×40倍=40万円  
 特定生活習慣病手術保険金 …… 10,000円×40倍=40万円



合計  
**320万円**

(\*)重大手術に該当するため、手術保険金の額は入院保険金日額の40倍の額となります。

### B2型にご加入の場合

子宮体がんで子宮全摘手術(\*)を受け、30日入院した場合

<お支払金額>

疾病入院保険金 …… 5,000円×30日=15万円  
 女性特定疾病入院保険金 …… 5,000円×30日=15万円  
 疾病手術保険金 …… 5,000円×40倍=20万円  
 女性特定疾病手術保険金 …… 5,000円×40倍=20万円



合計  
**70万円**

(\*)重大手術に該当するため、手術保険金の額は入院保険金日額の40倍の額となります。

## 補償の内容と年払保険料

- ◆保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ◆年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。
- ◆ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ◆本保険は**介護医療保険料控除の対象**になります。(2018年1月現在)
- ◆保険金のお支払方法等重要な事項は、30ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

(保険期間1年、団体割引25%、優良割引15%、精神障害補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

加入プラン	特定生活習慣病倍額補償プラン			女性特定疾病倍額補償プラン			
	男性・女性とも加入OK			女性のみ加入OK			
補償の内容	A1型	A2型	A3型	B1型	B2型	B3型	
傷害入院保険金または疾病入院保険金 ★ケガや病気での入院の場合	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	
疾病入院保険金+特定生活習慣病入院保険金 ★特定生活習慣病で入院した場合 特定生活習慣病とはがん・糖尿病・心疾患・ 高血圧性疾患・脳血管疾患等をいいます。	1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 6,000円	(疾病入院保険金は補償対象となります。)			
疾病入院保険金+女性特定疾病入院保険金 ★女性特定疾病で入院した場合 女性特定疾病とは乳がん・子宮がん・ 子宮筋腫・妊娠の合併症をいいます。	(疾病入院保険金は補償対象となります。)			1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 6,000円	
手術保険金	外来の手術:入院保険金日額(※1)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※1)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※1)の40倍 (※1)傷害または疾病入院保険金日額をいいます。			外来の手術:入院保険金日額(※1)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※1)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※1)の40倍 (※1)傷害または疾病入院保険金日額をいいます。			
特定生活習慣病手術保険金 ★特定生活習慣病で手術した場合	外来の手術:入院保険金日額(※2)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※2)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※2)の40倍 (※2)疾病入院保険金+特定生活習慣病入院保険金の日額をいいます。						
女性特定疾病手術保険金 ★女性特定疾病で手術した場合				外来の手術:入院保険金日額(※3)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※3)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※3)の40倍 (※3)疾病入院保険金+女性特定疾病入院保険金の日額をいいます。			
介護一時金 ★要介護状態となった場合 要介護状態とは「公的介護保険制度における 要介護2~5に相当する状態	所定の要介護状態になったとき 100万円			所定の要介護状態になったとき 100万円			
年払保険料 2018年7月1日時点の満年齢	0歳~24歳	12,600円	6,340円	3,850円	13,270円	6,680円	4,050円
	25歳~29歳	15,940円	8,010円	4,850円	21,050円	10,570円	6,390円
	30歳~34歳	18,760円	9,430円	5,700円	25,350円	12,720円	7,670円
	35歳~39歳	20,320円	10,200円	6,170円	26,260円	13,170円	7,940円
	40歳~44歳	22,660円	11,400円	6,910円	27,790円	13,960円	8,450円
	45歳~49歳	29,110円	14,720円	8,970円	31,920円	16,120円	9,820円
	50歳~54歳	38,770円	19,710円	12,100円	38,660円	19,660円	12,060円
	55歳~59歳	56,540円	28,950円	17,920円	52,110円	26,730円	16,590円
	60歳~64歳	78,060円	40,380円	25,310円	69,520円	36,110円	22,750円
65歳~69歳	113,670円	59,150円	37,340円	101,620円	53,120円	33,720円	
70歳~74歳	169,810円	89,790円	57,800円	149,640円	79,710円	51,740円	
75歳~79歳	238,120円	129,310円	85,790円	206,130円	113,310円	76,190円	

## 介護一時金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合

所定の「要介護状態」が90日を超えて継続した場合

~要介護状態~	
重度の要介護状態 公的介護保険の要介護4から5に相当	比較的軽度から中度の要介護状態 公的介護保険の要介護2から3に相当

要介護状態になった初日にさかのぼって保険金をお支払いします。

「公的介護保険の要介護4から5(または2から3)に相当」という表現は、あくまでも目安です。保険金をお支払いする要介護状態に該当するかどうかの認定は、独自基準(保険約款)に従い認定されます。

## 特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、「F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。」「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。 ※ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(「特定疾病等対象外特約」を削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 新・団体医療保険のよくあるご質問

**Q1** 現在「新・団体医療保険」に条件付きで加入していますが、条件付きでの加入の原因となった病気が完治して2年が経過します。「補償対象外となる病気(疾病群、疾病名)」を削除することはできないでしょうか？

**A1** ご加入後1年が経過し、また条件付きでご加入の原因となった病気が完治して1年が経過した場合、「補償対象外となる病気(疾病群、疾病名)」を削除できる場合があります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

**Q2** 現在、すでにかかっている病気が補償の対象になりますか？

**A2** ご加入時にすでにかかっている病気やケガについては補償の対象とはなりません。また、ご加入の際の健康状態の告知書の内容により、ご加入をお断りする場合は、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

**Q3** 急な腹痛により、検査入院をしました。入院保険金の請求はできますか？

**A3** はい、請求できます。医師の指示による検査入院については、入院保険金のお支払対象となります。病名の診断確定がされていない場合でも、次のような場合はお支払いの対象となります。なお、人間ドック検査等による入院はお支払いの対象なりません。

<お支払いの対象となる例>

- 身体に何らかの症状や異常があり、検査のために入院した。(例：胸痛、腹痛、血便など)
- 病名診断や治療内容・方針決定のために医師の指示により入院した。

**Q4** 放射線治療は手術保険金の支払対象になりますか？

**A4** お支払対象になります。放射線治療は次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(注)。  
ただし、血液照射を除きます。  
② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為  
(注) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

**Q5** 女性特定疾病特約って？

**A5** 女性特定疾病特約とは、女性特有の病気など所定の症状になったときに、通常の疾病に対する入院保険金や手術保険金に、一定の上乗せを付加する特約のことです。

女性特定疾病特約をつけていれば、女性特有の疾病で入院や手術をした場合、その他の疾病やケガよりも補償が厚くなります。

- 悪性新生物  
子宮がん・乳がん・胃がん・直腸がん・肝臓がん・肺がん・骨肉腫・白血球・上皮内がん など
- 特定の良性新生物  
子宮筋腫・良性新生物(乳房・子宮・腎・腎盂・尿管・膀胱・甲状腺) など
- 女性に多いその他の疾病  
鉄欠乏性貧血・慢性リウマチ性心疾患・胆石症・流産・分娩の合併症 など  
(注) 美容整形上の処置、正常分娩等は該当しません。対象となる疾病の詳細につきましては、「新・団体医療保険 普通保険約款および特約」をご確認ください。

※ここでいう女性特定疾病とは、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、この特約別表に規定するものとします。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

**Q6** 特定生活習慣病特約って？

**A6** 疾病保険特約において、所定の特定生活習慣病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)にかぎり、保険金を支払うこととする特約です。

特定生活習慣病特約をつけていれば、入院や手術をした場合、その他の疾病やケガよりも補償が厚くなります。

- 悪性新生物  
子宮がん・乳がん・胃がん・直腸がん・肝臓がん・肺がん・上皮内がん など
- 糖尿病  
1型糖尿病・2型糖尿病
- 心疾患  
急性心筋梗塞・リウマチ性僧帽弁閉鎖不全症・狭心症・急性心膜炎
- 高血圧性疾患  
高血圧性心疾患・高血圧性腎症
- 脳血管疾患  
くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞・一過性脳虚血

※ここでいう特定生活習慣病とは、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、この特約別表に規定するものとします。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

**Q7** 手術保険金はどのようなものが対象になりますか？

**A7** 代表的なものとして下表のような手術があります。

手術名	
ケガ	病気
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 眼球摘出術</li> <li>● 頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)</li> <li>● 脊髄硬膜切開術</li> <li>● 副腎摘出術(副腎部分切除術を含む)</li> <li>● 骨移植術(軟骨移植術を含む)</li> <li>● 分層植皮術</li> <li>● 神経縫合術</li> <li>● アキレス腱断裂手術</li> <li>● 骨折観血的手術</li> <li>● 肋骨切除術</li> <li>● 鼻骨骨折観血手術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 冠動脈、大動脈バイパス移植術</li> <li>● 頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)</li> <li>● 胃切除術</li> <li>● 子宮筋腫摘出(核出)術</li> <li>● 後発白内障手術</li> <li>● 甲状腺腫摘出術</li> <li>● ペースメーカー移植術</li> <li>● 萎縮性鼻炎手術</li> <li>● ヘルニア手術</li> <li>● 虫垂切除術</li> <li>● 静脈瘤切除術</li> <li>● 帝王切開術</li> <li>● 悪性腫瘍手術</li> </ul>

保険金倍率は下記のとおりです。  
外来診療で受けた手術の場合・・・入院保険金日額の5倍  
入院中に受けた手術の場合・・・入院保険金日額の20倍  
外来・入院中間わず重大手術(\*)に該当する場合・・・入院保険金日額の40倍

(\*) 重大手術に関しては、30ページ以降記載の「補償の内容<保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合>」をご確認ください。  
(注) 手術保険金の対象とならない手術もあります。  
30ページ以降記載の「補償の内容<保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合>」をご確認ください。

## 新・団体医療保険加入資格および条件

● 以下の条件を満たす方がご加入いただけます。

新・団体医療保険

- 加入資格 大成建設株式会社およびグループ会社の退職者ご本人、その配偶者、子供、兄弟姉妹、両親および同居の親族。
- 加入年齢 2018年7月1日現在、新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)まで
- 告知日現在から過去2年間に、下表の「疾病・症状一覧表」に記載の疾病・症状で以下の①、②のいずれにも該当しない方  
① 医師の治療(薬の服用の指示・指導を含みます。)を受けたことがある。  
② 医師に疾病を指摘されたこと(経過観察中含みます。)がある。  
※①②のいずれかに該当する方は、以下のとおりとなります。

I欄に該当する方	この保険にはご加入いただけません。
II欄に該当する方	A~I群: 該当する疾病群に属するすべての疾病を全保険期間補償対象外としてご加入いただけます。 ※例えば、A群を補償の対象外としてご加入いただく場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて対象外となります。

■ 疾病・症状一覧表

疾病群	欄	I欄	II欄
A群	胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)	胃・腸・十二指腸のかいよう 腹膜炎 胃・腸のポリープ 腸閉塞 大腸炎
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変 慢性肝炎 肝肥大 すい炎	急性肝炎 肝のうよう 胆石 胆のう炎
C群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎 ネフローゼ 腎不全 副腎しゅよう	腎盂炎 急性腎炎 腎臓・膀胱・尿路の結石
D群	気管支・肺の疾病	結核 肺線維症 慢性閉塞性肺疾患(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))	肋膜炎 膿胸 ぜんそく 気管支拡張症 肺炎肺 壊疽 自然気胸
E群	脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血) 心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋症 狭心症 不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。) 心雑音 動脈硬化症 動脈瘤	高血圧症 静脈瘤
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患	腰痛症 変形性脊椎症 ギックリ腰 椎間板ヘルニア 骨粗しょう症 後縦韧带骨化症
H群	眼の疾病		白内障 緑内障 網膜炎 網膜症
I群	ご婦人の疾病		子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症(乳腺線維線腫を含みます。) 不正出血
Z群	その他	糖尿病 紫斑病 結核性疾患(カリエスなど) 脳しゅよう 悪性しゅよう(各種がん・上皮内新生物・肉腫) 白血球 悪性リンパ腫 アルツハイマー病 ベーチェット病 こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など) リウマチ熱 精神および行動の障害(統合失調症・気分(感情)障害(躁うつ病、うつ病など)・恐慌性(パニック)障害・心的外傷後ストレス障害(PTSD)・アルコール依存など)	

## お手続き手順 / 新規・追加申込みの場合

- ① 加入依頼書にご希望の型をご記入いただき、必ずご署名ください。
- ② 大成有楽不動産(株)保険部より「健康状態に関する告知書」をご送付させていただきます。
- ③ 質問事項をご記入・ご署名のうえ、ご返送ください。  
(注) 告知いただいた内容によって、ご加入をお断りする場合は、特別な条件付きでご加入いただく場合がありますのでご了承ください。

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)で自身がありのままをご記入ください。  
※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。  
※ ご加入される保険の「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

# 重要事項等説明書

## (契約概要・注意喚起情報等)

このページ以降は、各保険ごとにご加入に際してご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益になる条項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、パンフレットの該当箇所を併せてご確認ください。

また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

### 団体傷害保険のあらまし (契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：大成建設株式会社
- 保険期間：2018年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2018年5月15日(火)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：大成建設株式会社およびグループ会社の退職者ご本人
- 被保険者：大成建設株式会社およびグループ会社の退職者ご本人、その配偶者または子供を被保険者としてご加入いただけます。【ファミリー型傷害保険(ファミリー交通傷害保険+家族傷害保険)】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。))の子も保険の対象となります。※被保険者の続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。【パーソナル型傷害保険(交通事故傷害保険+普通傷害保険)】加入した方のみが保険の対象となります。

- お支払方法：2018年8月27日(月)にご指定の口座からの引き落としとなります。(一時払)
- お支払方法：「継続加入を希望しない場合」や、「ご加入プランを変更する等前年と条件の変更を希望する場合」は、その内容を記載したご契約内容確認シートまたは加入依頼書をご記入のうえ、大成有楽不動産(株) 保険部までご送付ください。
- ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別は、職種別表をご確認ください。なお、23ページ記載の職種別表のB級職種に該当する皆様は、本商品に加入できません。
- 中途退退：この保険は、原則として中途でのご加入内容変更および退退はできません。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が増加となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容 / <保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合>

#### 【普通傷害保険・家族傷害保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸出した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。  
(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

#### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。  
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である、のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。  
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ、テニス肘、野球肩等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <b>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</b>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※1) ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※1) ④脳疾患、疾病または心神喪失 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※1) ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※2)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <b>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</b>	⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <b>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</b>	(※1) 家族傷害保険の場合 (※2) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高い1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <b>手術(重大手術(※3)以外) &lt;外来で受けた手術の場合&gt; 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) &lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍)</b> <b>重大手術(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</b>	
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <b>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)</b> (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	









(6) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①事故の発生を証明する書類		
書類の例	・公的機関の事故証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・ホールインワン・アルバトロス費用の場合 ・事故原因、発生場所、損害状況の見解書 詳細は前記4「ホールインワン・アルバトロス費用」に関するご注意をご確認ください。	など
②保険金支払額の算出に必要な書類		
書類の例	・損害防止費用の明細書 ・支出した費用がある場合はその費用を示す書類(領収書、請求書)	など
③その他の書類		
書類の例	・調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など

## ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。ご契約内容確認シートまたは加入依頼書にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申し込みの保険についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

3. 次の①～③の項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
  - ①補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)
  - ②保険金額・支払限度額(型やパターンなど)
  - ③被保険者の範囲
- ※保険期間、保険料に関する事項については「契約概要のご説明」に記載のとおりを設定であることをご確認ください。
4. 補償が重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご加入の可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約(満期を迎えるご契約)にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

## ご加入にあたって

■申込締切日：2018年5月15日(火)  
 ■お支払方法：「継続加入しない場合」や「ご加入プランを変更する等前年と条件を変更して加入する場合」は、その内容を記載したご契約内容確認シートまたは加入依頼書をご記入のうえ、大成有楽不動産(株) 保険部までご送付ください。

■自動継続について  
 ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。  
 (※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。  
 (ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

## 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。  
 本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保

険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。  
 ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。  
 詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページをご覧ください。http://www.aioinissaydowa.co.jp/

<引受保険会社> <b>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</b>	●保険商品・契約内容に関するお問合わせについて ●保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について ●指定紛争解決機関について	パンフレットの1ページをご覧ください。
---------------------------------------	---	---------------------

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## 新・団体医療保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：大成建設株式会社
- 保険期間：2018年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2018年5月15日(火)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：大成建設株式会社およびグループの退職者ご本人
- 被保険者：大成建設株式会社およびグループの退職者ご本人またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者として加入いただけます。(新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。)
- お支払方法：2018年8月27日(月)にご指定の口座からの引き落としとなります。(一時払)
- お支払方法：「継続加入を希望しない場合」や、「ご加入プランを変更する等前年と条件の変更を希望する場合」は、その内容を記載したご契約内容確認シートまたは加入依頼書をご記入のうえ、大成有楽不動産(株) 保険部までご送付ください。保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合には、告知書の提出が必要となります。
- 中途脱退：この保険は、原則として中途での契約変更および脱退はできません。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

①被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします(疾病保険特約)。  
 ②被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶発的な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします(傷害保険特約)。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) $\text{手術(重大手術(※3)以外) <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ $\text{入院中に受けた手術の場合} > \text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 20 \text{ (倍)}$ $\text{重大手術(※3) 傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 40 \text{ (倍)}$ (注)重大手術を受けた場合、入院中・外来を問わず、40倍とします。	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後入院を開始した場合を除きます。  
 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額  
 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額



保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病手術保険金	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p>③放射線治療に該当する診療行為</p> <p><b>手術(重大手術(※3)以外)</b>  <b>&lt;外来で受けた手術の場合&gt; 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)</b>  <b>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20(倍)</b></p> <p><b>重大手術(※3)</b>  <b>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40(倍)</b>  <b>(注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</b></p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。  創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <p>①開頭手術(穿頭術を含みます。)</p> <p>②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</p> <p>③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</p> <p>④四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>⑤脊髄(せきずい)腫瘍摘出術</p> <p>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥傷害</p> <p>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの</p> <p>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
特定生活習慣病入院保険金	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p><b>特定生活習慣病入院保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×入院した日数</b></p>	
特定生活習慣病のみ補償特約	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p>③放射線治療に該当する診療行為</p> <p><b>手術(重大手術(※3)以外)</b>  <b>&lt;外来で受けた手術の場合&gt;</b>  <b>特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×5(倍)</b>  <b>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;</b>  <b>特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×20(倍)</b></p> <p><b>重大手術(※3)</b>  <b>特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×40(倍)</b>  <b>(注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</b></p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。  創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など  (次ページへ続きます。)</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特定生活習慣病のみ補償特約	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <p>①開頭手術(穿頭術を含みます。)</p> <p>②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</p> <p>③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</p> <p>④四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>⑤脊髄(せきずい)腫瘍摘出術</p> <p>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥傷害</p> <p>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの</p> <p>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
女性特定疾病入院保険金	<p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p><b>女性特定疾病入院保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数</b></p>	
女性特定疾病のみ補償特約	<p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、その女性特定疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p>③放射線治療に該当する診療行為</p> <p><b>手術(重大手術(※3)以外)</b>  <b>&lt;外来で受けた手術の場合&gt;</b>  <b>女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×5(倍)</b>  <b>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;</b>  <b>女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×20(倍)</b></p> <p><b>重大手術(※3)</b>  <b>女性特定疾病手術保険金の額＝女性特定疾病入院保険金日額×40(倍)</b>  <b>(注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</b></p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。  創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <p>①開頭手術(穿頭術を含みます。)</p> <p>②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</p> <p>③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</p> <p>④四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>⑤脊髄(せきずい)腫瘍摘出術</p> <p>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(次ページへ続きます。)</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
女性特定疾病のみ補償特約	(前ページの続きです。)  (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします(疾病手術保険金はお支払いしません。)。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	(前ページと同様です。)
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5に相当します。)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かきりとなります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。  
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額  
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

## その他ご注意ください

### ●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。  
\*例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。  
\*「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。  
\*ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。**(削除できない場合の例)**  
○補償対象外とする疾病群が複数の場合  
○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合  
\*詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。(※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。  
★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
\*損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。  
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。  
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合  
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。  
①特別な条件を付けずにご加入いただけます。  
②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)  
③今回はご加入いただけません。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 3. ご加入後における留意事項  
●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。  
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。  
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。  
<重大事由による解除等>  
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
<他の身体障害または疾病の影響>  
●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- 4. 責任開始期  
●保険責任は保険期間初日の2018年7月1日午後4時に始まります。  
●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。  
(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。  
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。  
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

# 加入者証について

各保険の加入者証は加入依頼者様宛てに9月上旬に郵送させていただきます。  
10月末日までにお手元に到着しない場合には大成有楽不動産保険部までお問い合わせください。

## 団体傷害保険 加入者証の記載内容

パーソナル型傷害保険は「普通傷害保険」と「交通事故傷害保険」、ファミリー型傷害保険は「家族傷害保険」と「ファミリー交通傷害保険」を組み合わせた保険からなります。  
交通災害によるケガの場合は、2つの保険から保険金が支払われるため、加入者証にはそれぞれの保険ごとの保険金額と保険料が表記されております。**パンフレット4ページ記載の保険金額等と異なりますが、契約内容の誤りではございませんので、ご承知おき願います。(パンフレット4ページは2つの保険の合算額を記載しております。)**

### 加入型

ご契約いただいた「型」になります。  
天災特約ありの場合は、Aがつきます。

### 保険料

普通傷害保険と交通事故傷害保険を合わせて1名分保険料になります。  
【例】12,990円+4,870円=20A型の保険料17,860円

被保険者氏名 (生年月日)	型・口数 1 回分保険料	保険の種類	払込 方法	補 償 内 容 (保険金額・免責金額 (自己負担額))			備 考
				死亡・後遺障害	入院	通院	
タイセイ タロウ (昭和 20 年 10 月 10 日生) 被保険者番号：N00000CY**2 職業職種名：ムシヨク	20A 1 口 12,990	普通傷害保険	一時払	3000千円 5000 円 3000 円	賠償責任 (免責)	100000千円 0 円	<特約等> 天災危険補償 特定感染症 (葬祭費補償)
	20A 1 口 4,870	交通事故傷害保険	一時払	3000千円 5000 円 3000 円			
タイセイ ハナコ (昭和 25 年 8 月 21 日生) 被保険者番号：N00000CY**1 職業職種名：シュフ	20A 1 口 12,990	普通傷害保険	一時払	3000千円 5000 円 3000 円	賠償責任 (免責)	100000千円 0 円	<特約等> 天災危険補償 特定感染症 (葬祭費補償)
	20A 1 口 4,870	交通事故傷害保険	一時払	3000千円 5000 円 3000 円			

### 保険種類

普通傷害保険と交通事故傷害保険の2つの保険を組み合わせた契約ですので、加入者証には別々に表記されています。

### 保険金額

例えば、交通災害での死亡なら、普通傷害保険と交通事故傷害保険の両方から保険金が支払われます。  
【例】300万円+300万円=20A型の死亡保険金額600万円

## 5. 事故が起きた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病气やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

## 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

## 9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。  
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。  
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)
- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 遊遊保険「団体総合生活補償保険」「ゴルファー保険」加入者証の記載内容

遊遊セットプランC型は「団体総合生活補償保険」と「ゴルファー保険」、遊遊プランE型は「団体総合生活補償保険」、遊遊ゴルフプランG型とH型は「ゴルファー保険」の加入者証がそれぞれ発行されます。パンフレット8ページ記載のC型の保険料は2つの保険の合算の数字が記載されておりますので、ご承知おき願います。

(注)各保険の加入者証記載内容を抜粋した物を表記しております。

### 団体総合生活補償保険 加入者証

符号	被保険者名	セット口数	<保険種類> 補償項目	(証券番号 保種コード-サブ番号) 支払限度額・保険金額/免責	払込方法 保険金(円)	備考
001	タイセイ タロウ 様 男性 66才 S27年1月1日生	C 1口	団体総合生活補償保険/MS&AD型 <傷害特約> 本人 傷害死亡・後遺傷害 本人 傷害入院保険金日額 本人 傷害通院保険金日額 本人 傷害入院発生時一時金 本人 傷害退院時一時金  受託物賠償責任 携行品損害 救援者費用等	(1234567890 88)  6,000千円 7,500円 5,000円 40,000円 80,000円  100千円 5千円 500千円 3千円 5,000千円	一時払 11,140	交通事故危険のみ補償特約

「加入型」  
ご契約いただいた「型」になります。

保険種類

ご契約いただいた「型」の保険金額

C型は団体総合生活補償保険とゴルファー保険を合わせて1名様分の一時払保険料(年額保険料)となります。

### ゴルファー保険加入者証

符号	被保険者名	セット口数	<保険種類> 補償項目	(証券番号 保種コード-サブ番号) 支払限度額・保険金額/免責	払込方法 保険金(円)	備考
001	タイセイ タロウ 様	C 1口	<ゴルファー保険> 賠償支払限度額 ホールインワン・アルバトロス費用 用品保険金額	(1234567890 41)  50,000千円 500千円 3千円*	一時払 4,620	

※3千円を超える部分については、上記「団体総合生活補償保険」の携行品損害にて補償されます。

## 新・団体医療保険 加入者証の記載内容

この保険は、「①団体総合保険(医療保険)」に、「②特定生活習慣病のみ補償特約」または「③女性特定疾病のみ補償特約」を上乗せして組み合わせた商品になっております。

※①は2桁の型で記載されます。②ないし③は3桁の型で記載されます。

### ■特定生活習慣病倍額補償プラン[A型]にご加入の方

①「A」または「D」から始まる2桁型と、②「A」または「D」から始まる3桁型が表記されます。

### ■女性特定疾病倍額補償プラン[B型]にご加入の方

①「B」または「E」から始まる2桁型と、②「B」または「E」から始まる3桁型が表記されます。

2011年7月1日(※)以前から継続してご加入いただいている方

⇒パンフレットに記載されているとおり「A」または「B」から始まる型名が記載されます。

2011年7月1日(※)以前から継続してご加入していただいている方で、パンフレット記載のA型・B型をまたいでプラン変更された方、または2011年7月1日以降に新規でご加入いただいた方

⇒パンフレットには出てこない「D」または「E」から始まる型名が記載されます。

下記「加入型」記載のとおり読み替えてください。(補償内容の違いはございません。)

(※)2011年7月1日から引受保険会社が変わりました。

控除証明書は加入者証の最終ページに記載されております。確定申告の際、生命保険料控除を受けるために必要となる大切な書類です。加入者証がお手元に届きましたら、内容をご確認いただき、ご申告手続き時まで大切に保管ください。

### 加入型

ご契約いただいた型になります。  
「D1」「D2」「D3」と表記されている場合  
…「A1」「A2」「A3」型にそれぞれ読替えます。  
「E1」「E2」「E3」と表記されている場合  
…「B1」「B2」「B3」型にそれぞれ読替えます。

### 保険料

「団体総合保険(医療保険)」の保険料と「特定生活習慣病のみ補償特約」の保険料を合わせて1名様分の保険料になります。  
【例】15,860円+43,290円=A2型の保険料=59,150円

被保険者氏名 (生年月日)	型・口数 1回分保険料	保険の種類	払込方法	補償内容 (保険金額・免責金額(自己負担額))		備考
タイセイ タロウ (昭和24年2月10日生) 被保険者番号:A002Q	AA2 1口 15,860	団体総合保険 (医療保険)	一時払	疾病入院 支払対象外 期間(日数) 730日 支払限度日数 1000日	5000円 0日	※手術は入院日額の20倍 (入院時)・5倍(外来時)・ 40倍(重大手術) (特約等) 特定生活習慣病のみ補償 継続契約取扱い(疾病) 継続契約取扱い(介護) 手術保険金倍率変更特約 重大手術倍率変更特約
	A2 1口 43,290	団体総合保険 (医療保険)	一時払	疾病入院 支払対象外 期間(日数) 730日 支払限度日数 1000日	5000円 0日 5000円 0日 730日 1000千円 90日	※手術は入院日額の20倍 (入院時)・5倍(外来時)・ 40倍(重大手術) (特約等) 継続契約取扱い(疾病) 継続契約取扱い(介護) 手術保険金倍率変更特約 重大手術倍率変更特約 精神障害補償特約

### 保険金額

例えば、糖尿病(特定生活習慣病)で入院した場合、疾病保険特約と特定生活習慣病のみ補償特約の両方から保険金が支払われます。  
【例】10日入院した場合  
5,000円+5,000円=A2型の日額保険金10,000円  
10,000円×10日間=100,000円を保険金としてお支払いします。

加入依頼書 記入例

- 用紙は5枚複写となっていますので、下記記入例をご参照のうえ、太枠内をボールペンで強めにお書きください。
- ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のうち、どちらかをご指定いただき金融機関へのご登録内容と照らし合わせてご記入ください。

加入依頼日	平成 30 年 5 月 / 日	保険始期	平成 30 年 7 月 1 日
ご住所	〒/04-8330 TEL 01 (2345) 6789	従業員番号 (顧客番号)	1 2 3 4 5 6 7 8
	フリガナ トウキョウト チュウオウク キョウバシ 東京都 中央区 京橋 3-13-1		
ご氏名	フリガナ タイセイ タロウ		
	※フルネームでご書きください。 大成 太郎		
ご退職時所属会社	大成建設(株)	生年月日	① ② ③ ④ 30年 4月 26日生

【団体傷害保険】 新規加入・加入内容変更記入欄  
\*新規加入および現在のご契約内容を変更させる場合は変更後の加入内容を全てご記入ください。

加入型	天災特約	被保険者名(カタカナ)	職業・職種	生年月日
ファミリー型	(A) (O) 型 (あり) (なし)	本人とご家族		
パーソナル型	(10) (20) (30) 型 (あり) (なし)	1. タイセイ タロウ	無職	① ② ③ ④ 30年 4月 26日
	(10) (20) (30) 型 (あり) (なし)	2. タイセイ ハナコ	主婦	① ② ③ ④ 35年 / 月 / 日
	(10) (20) (30) 型 (あり) (なし)	3.		① ② ③ ④ 年 月 日
	(10) (20) (30) 型 (あり) (なし)	4.		① ② ③ ④ 年 月 日
	(10) (20) (30) 型 (あり) (なし)	5.		① ② ③ ④ 年 月 日

◆他の保険契約等にご加入されている場合は、該当する被保険者番号と会社名・保険種類・保険金額等をご記入ください。(共済を含みます。)

【遊遊保険】 新規加入・加入内容変更記入欄  
\*新規加入および現在のご契約内容を変更させる場合は変更後の加入内容を全てご記入ください。

加入型	被保険者名(カタカナ)	職業・職種	生年月日	性別
① ② ③ ④ ⑤	1. タイセイ タロウ	無職	① ② ③ ④ 30年 4月 26日	男 女
① ② ③ ④ ⑤	2. タイセイ ハナコ	主婦	① ② ③ ④ 35年 / 月 / 日	男 女
① ② ③ ④ ⑤	3.		① ② ③ ④ 年 月 日	男 女
① ② ③ ④ ⑤	4.		① ② ③ ④ 年 月 日	男 女
① ② ③ ④ ⑤	5.		① ② ③ ④ 年 月 日	男 女

◆(告知事項) ご加入の型と同種の他の保険契約等※にご加入されている場合は、「被保険者の番号」「保険会社名」「保険種類」「合計保険金額(日額)」「支払限度額」「満期日」を下記にご記入ください。  
※J17-保険、傷害保険(身体のケガに対して保険金が支払われる保険)等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。  
◆この項目は、ご契約に際して引受保険会社(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)があたすねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認ください。  
◆過去3年以内に傷害保険金(5万円以上)を請求または受領したことがある場合は保険会社名・回数等をご記入ください。

【新・団体医療保険】 新規加入・加入内容変更記入欄  
\*新規加入および現在のご契約内容を変更させる場合は変更後の加入内容を全てご記入ください。

加入型	被保険者名(カタカナ)	職業・職種	生年月日	性別
(A) (A2) (A3) (B) (B2) (B3)	1. タイセイ タロウ	無職	① ② ③ ④ 30年 4月 26日	男 女
(A) (A2) (A3) (B) (B2) (B3)	2. タイセイ ハナコ	主婦	① ② ③ ④ 35年 / 月 / 日	男 女
(A) (A2) (A3) (B) (B2) (B3)	3.		① ② ③ ④ 年 月 日	男 女
(A) (A2) (A3) (B) (B2) (B3)	4.		① ② ③ ④ 年 月 日	男 女
(A) (A2) (A3) (B) (B2) (B3)	5.		① ② ③ ④ 年 月 日	男 女

新・団体医療保険を新規加入またはプラン変更される場合は、告知書が必要となります。加入依頼書ご提出後、大成有楽不動産(株)より告知書を送付させていただきます。

契約内容を変更する場合は、変更後の内容を全て記入してください。

- ご捺印は金融機関お届け印にて、2枚目、3枚目をお願いします。
- ※ご継続の方につきましては、預金口座・振替依頼書・自動払込利用申込書欄のご記入は不要です。口座情報を変更される方はご記入のうえ、ご捺印(2枚目、3枚目)ください。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収 加)

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、②③金融機関用記載の預金口座振替規定条項を確約の上依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

収納企業名	三菱UFJニコス株式会社 (NICOS)	振替日	27日	休業日の場合はその翌営業日
-------	----------------------	-----	-----	---------------

ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	フリガナ	大成	支店のフリガナ	京橋
	ご指定口座	① 普通総合	② 当座	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
ゆうちょ銀行	フリガナ	大成 太郎	口座番号	1663419870 9876541
	口座名義人 (預金者のお名前)	大成 太郎	種目コード	1663419870

金融機関お届け印を鮮明にご捺印ください。(2・3枚目にご捺印ください。)ご捺印が不鮮明等の場合は、押し直し専用再度ご捺印ください。キャッシュカードをご利用の方でも口座開設時に印鑑を届けた方は、必ずお届け印を押してください。

収納依頼団体名	大成建設株式会社	料金等の種類	保険料相当額
---------	----------	--------	--------

金融機関名および支店名をご記入ください。

上記左づめで口座名義をご記入ください。姓名間にスペースをひとつつけてご記入ください。

口座番号は右づめでご記入ください。

金融機関お届け印を鮮明にご捺印ください。(2・3枚目にご捺印ください。)ご捺印が不鮮明等の場合は、押し直し専用再度ご捺印ください。キャッシュカードをご利用の方でも口座開設時に印鑑を届けた方は、必ずお届け印を押してください。

自動払込みをご利用になる通帳記号、通帳番号を確認のうえ、ご記入ください。通帳番号は右づめでご記入ください。

上記左づめで口座名義をご記入ください。姓名間にスペースをひとつつけてご記入ください。

お客様へ

- 本件預金口座振替分のご通帳上の表示は団体傷害保険と新・団体医療保険はNSセレノOB、遊遊保険はNSユウユウOBとなります。
- 振替内容のご照会につきましては直接大成有楽不動産へお願いいたします。
- ご入金振替日は前日までお願いいたします。

新規 変更

事故の際のご注意点

事故が発生した場合は、所定の書式「通知票」にお分かりになる範囲でご記入いただき、速やかに報告をしてください。
「通知票」の用紙が必要な場合は、大成有楽不動産(株)保険部までお申し出ください。
なお、「通知票」は大成有楽不動産ホームページからダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

大成有楽不動産(株)保険部 TEL 03-3567-9413 FAX 03-3564-0798
URL http://www.taisei-yuraku.co.jp/

こんなとき! どんな保険?

Grid of insurance scenarios including sports injuries, medical expenses, accidents, travel, and golf. Includes categories like '団体傷害保険(傷害事故)', '新・団体医療保険', '遊遊保険(携行品事故)', etc.

損害保険のことなら大成有楽不動産(株)保険部まで

自動車保険 15%割引 + 年一括払で さらに 5%割安 (\*1)

自動車保険 大口団体割引とは

大成建設グループの皆様にご契約いただいている団体扱自動車保険に適用される割引です。この割引率は毎年見直され、大成建設グループの団体扱自動車保険の『契約台数』と『損害率(\*2)』により毎年変動する場合があります。

(\*1) 団体扱一括払による割引となります。
(\*2) 損害率とは、大成建設グループの皆様の総保険料に対する総支払保険金の割合をいいます。
(注) 大口団体割引15%は保険始期が2019年4月30日までのご契約に適用されます。
(2019年5月1日以降は割引率が変更となる可能性があります。)

大成建設グループの大口団体割引を維持・拡大するために

その① 契約台数の増加にご協力ください。

大成建設グループの皆様の契約台数増が割引率の維持・拡大につながります。→ ご家族のお車もご契約いただけます。
(この保険の対象者(被保険者)および車両所有者は、ご契約者の配偶者・ご契約者もしくはその配偶者の同居の親族・ご契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族とすることもできます。)

その② 交通事故の発生防止にご協力ください。

皆様の交通事故防止による損害率の改善が割引率のアップにつながります。

火災保険 5%割引 + 年一括払で さらに 5%割安
(地震保険には適用されません)

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせは 03-3567-9413 (保険部直通)

MEMO

Lined memo area for notes.

団体傷害保険

遊遊保険

新・団体医療保険

重要事項等説明書

各保険にご加入された場合、以下の事項にすべて同意されたこととなりますのでご確認ください。

#### 【継続方法】

ご退職者様向けの大成建設グループ保険については、特段のお申し出がない場合、現在のご契約と同じご加入(契約)型で自動的に継続されることになるため、ご変更がない場合には、お手続きの必要はありません。  
自動継続を希望されない(脱退を希望する)場合、または継続契約の内容をご変更される場合に限り、ご契約内容確認シートまたは加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、期日までにご返送ください。

#### 【加入者証】

今年度の団体傷害保険加入者証、新・団体医療保険加入者証および遊遊保険加入者証につきましては、9月上旬に、ご自宅へ郵送させていただきます。加入者証は、保険期間終了まで大切に保管してください。  
11月までに届かない場合は、大成有楽不動産(株)保険部までお問い合わせください。

#### 【保険期間途中での変更・脱退(解約)】

原則として、保険期間途中での契約内容の変更、脱退(解約)はできません。

- 申込人(加入対象者)が保険期間中に死亡等により、団体構成員資格を喪失した場合には、すべての被保険者を含め脱退となります。

#### 【保険料口座振替】

今年度ご継続の保険料につきましては、2018年8月27日(月)にご指定の口座より振替させていただきます。お引落しの際の通帳印字表示は、以下のとおりとなります。(お取引銀行によっては通帳印字が異なる場合がございます。)

- 団体傷害保険、新・団体医療保険 …… NSセレノOB 00,000円  
※団体傷害保険、新・団体医療保険両方ご加入の場合、保険料は合算して引落としとなります。
- 遊遊保険 …… NSユウユウOB 00,000円

### 事故の際のご注意点

事故が発生した場合は、所定の書式「通知票」にお分かりになる範囲でご記入いただき、速やかに報告をしてください。「通知票」の用紙が必要な場合は、大成有楽不動産(株)保険部までお申し出ください。

なお、「通知票」は大成有楽不動産ホームページからダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

大成有楽不動産(株)保険部 TEL 03-3567-9413 FAX 03-3564-0798  
URL <http://www.taisei-yuraku.co.jp/>

### お問い合わせ先

- ◎取扱代理店 大成有楽不動産(株)保険部  
〒104-8330 東京都中央区京橋3-13-1 電話:03-3567-9413 FAX:03-3564-0798
- ◎引受保険会社 <団体傷害保険><新・団体医療保険>  
引受幹事保険会社/損害保険ジャパン日本興亜(株) 企業営業第五部第一課  
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
電話:03-3231-4262  
(受付時間)平日/午前9時から午後5時まで  
<遊遊保険>  
引受保険会社/あいおいニッセイ同和損害保険(株) 東京企業営業第五部営業第一課  
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル  
電話:03-6748-7861  
(受付時間)平日/午前9時から午後5時まで

〈募集文書承認年月日〉

2018年3月7日

〈募集文書番号〉

団体傷害保険・新・団体医療保険 SJNK17-20768

遊遊保険(2018年3月承認)A17-105239